

令和元年定例会
予算常任委員会 年間白書

令和2年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ~ P 15
3. 委員長報告	P 16 ~ P 38
4. 提言事項の当初予算案への反映状況について	P 39 ~ P 71

1. 委員会の構成

委員長 樋口 龍馬

副委員長 早川 新平

委員 荒木 美幸 石川 善己 伊藤 嗣也

伊藤 昌志 井上 進 太田 紀子

小川 政人 荻須 智之 小田 あけみ

加納 康樹 川村 幸康 後藤 純子

小林 博次 笹井 絹予 笹岡 秀太郎

竹野 兼主 谷口 周司 土井 数馬

豊田 祥司 豊田 政典 中川 雅晶

中村 久雄 日置 記平 樋口 博己

平野 貴之 三木 隆 村山 繁生

森 智子 森 康哲 森川 慎

山口 智也

2. 委員会開催状況

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和元年5月16日(木)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和元年6月3日(月)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

※配付資料 … 事項書、資料
<会議用システム内のフォルダ> 02_休会中(5～6月)－04_予算常任委員会－01_令和元年6月3日

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会 – 02_予算常任委員会

予算常任委員会 審査順序

令和元年6月28日（金）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

4. 討論・採決

○議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

5. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 04_休会中（7～8月）-02_予算常任委員会-01_令和元年8月7日

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和元年8月7日(水)

全員協議会室

1. 附帯決議に係る対応状況について

2. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 04_休会中（7～8月）-02_予算常任委員会-02_令和元年8月21日

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和元年8月21日(水)

全員協議会室

1. 附帯決議に係る対応状況について

2. その他

予算常任委員会 審査順序

令和元年9月30日（月）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

[審査項目]

- (1) 認定こども園整備事業費について [教育民生分科会]

4. 討論・採決

- 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

5. その他

※配付資料 … 審査順序、資料

<会議用システム内のフォルダ> 05_8月定例会議会 - 02_予算常任委員会

予算常任委員会 審査順序

令和元年10月4日（金）

全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑
 - (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
 - (2) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
 - (3) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

4. 討論・採決
 - 議案第47号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

5. その他

予算常任委員会 審査順序

令和元年12月13日（金）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告・質疑

- (1) 総務分科会長報告・報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告・報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告・報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告・報告に対する質疑

2. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

3. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

4. 討論・採決

- 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第55号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）
- 議案第57号 令和元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第58号 令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第60号 令和元年度四日市市水道事業会計第1回補正予算
- 議案第61号 令和元年度市立四日市市病院事業会計第1回補正予算
- 議案第62号 令和元年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算

5. 令和元年度一般会計予算に対する附帯決議について

- (1) 農業センター再整備事業費について
- (2) 認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）について（経過報告）

6. 所管事務調査

- (1) 政策サイクル<決算審査と予算審査の連動について>

7. その他

※配付資料 … 事項書、資料

<会議用システム内のフォルダ> 08_休会中(12月～2月) -02_予算常任委員会-01_令和2年1月27日

予 算 常 任 委 員 会 事 項 書

令和2年1月27日(月)

全員協議会室

1. 附帯決議に係る対応状況について

【認定こども園整備事業費(神前地区関係部分)】

2. その他

予算常任委員会 審査順序【差替後】

令和2年3月12日（木）

10:00～ 全員協議会室

1. 分科会長報告

- (1) 総務分科会長報告
- (2) 教育民生分科会長報告
- (3) 産業生活分科会長報告
- (4) 都市・環境分科会長報告

2. 分科会長報告に対する質疑

- (1) 総務分科会長報告に対する質疑
- (2) 教育民生分科会長報告に対する質疑
- (3) 産業生活分科会長報告に対する質疑
- (4) 都市・環境分科会長報告に対する質疑

3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

4. 全体会審査

〔審査項目〕

- (1) 文化財関連事業について
- (2) 使用済み紙おむつ回収事業について
- (3) 認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）について

5. 討論・採決

- 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算
- 議案第83号 令和2年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第84号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第85号 令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第86号 令和2年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第87号 令和2年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第88号 令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第89号 令和2年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第90号 令和2年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第91号 令和2年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第92号 令和2年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第93号 令和2年度四日市市下水道事業会計予算

- 議案第94号 令和2年度四日市市桜財産区予算
- 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第126号 令和元年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第127号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第128号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第2号）
- 議案第129号 令和元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第130号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第131号 令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算
- 議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第133号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

6. 提言事項の検証・整理について

7. その他

- (1) 令和元年定例会予算常任委員会年間白書について

予算常任委員会 審査順序 (その2)

令和2年3月16日(月)
10:00～ 全員協議会室

4. 全体会審査

[審査項目]

- (3) 認定こども園整備事業費(神前地区関係部分)について
- (4) 保育士等人材確保事業について

5. 討論・採決

- 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算
- 議案第83号 令和2年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第84号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第85号 令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第86号 令和2年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第87号 令和2年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第88号 令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第89号 令和2年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第90号 令和2年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第91号 令和2年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第92号 令和2年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第93号 令和2年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第94号 令和2年度四日市市桜財産区予算
- 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第126号 令和元年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第127号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第128号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第2号)
- 議案第129号 令和元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第130号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第131号 令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算
- 議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第133号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

6. 新型コロナウイルス感染症に係る対応について(報告)

7. 提言事項の検証・整理について

8. その他

- (1) 令和元年定例会予算常任委員会年間白書について

予算常任委員会 審査順序 (その3)

令和2年3月17日 (火)
10:00～ 全員協議会室

5. 討論・採決

- 議案第 82号 令和2年度四日市市一般会計予算
- 議案第 83号 令和2年度四日市市競輪事業特別会計予算
- 議案第 84号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 85号 令和2年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計予算
- 議案第 86号 令和2年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 87号 令和2年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 88号 令和2年度四日市市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 89号 令和2年度四日市市介護保険特別会計予算
- 議案第 90号 令和2年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 91号 令和2年度四日市市水道事業会計予算
- 議案第 92号 令和2年度市立四日市病院事業会計予算
- 議案第 93号 令和2年度四日市市下水道事業会計予算
- 議案第 94号 令和2年度四日市市桜財産区予算
- 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算 (第7号)
- 議案第126号 令和元年度四日市市競輪事業特別会計補正予算 (第1号)
- 議案第127号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 議案第128号 令和元年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第129号 令和元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第130号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)
- 議案第131号 令和元年度四日市市下水道事業会計第3回補正予算
- 議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算 (第1号)
- 議案第133号 令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

7. 提言事項の検証・整理について

8. その他

- (1) 令和元年定例会予算常任委員会年間白書について

3. 委員長報告

予算常任委員会委員長報告（令和元年6月定例会議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活の3分科会において、おのこの所の所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、各分科会長からは、それぞれの所管部分について、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決したとの報告があり、各分科会から全体会審査に送るべきものとされた事項はありませんでした。

また、全体会において、委員から追加提案された事項もありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました、議案第4号令和元年度四日市市一般会計補正予算第3号については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（令和元年8月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、おのこのの所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、教育民生分科会から申し送られた、認定こども園整備事業費について審査を行いました。

本件について教育民生分科会長からは、分科会審査において、一部委員から、行政が主体的な責任を持って地域合意を得ていくべきであり、議案を提案する上での地域合意の取り方に問題があるのではないかなどの意見があり、全体会審査に送ることについて採決した結果、賛成多数により、附帯決議を付すべきものとして全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

それでは、全体会審査を行った認定こども園整備事業費について、ご報告申し上げます。

全体会において、委員からは、楠地区認定こども園配置計画図（案）の2階増築部分について外廊下を内廊下に変更することを求める意見が地域から上がっているが、設計を変更することはできないのかとの質疑があり、理事者からは、既存施設が外廊下の構造になっているため、現段階において設計を見直す場合は、建築基準法により、改めて建物全体の構造計算が必要

となるため、設計変更は不可能であるとの答弁がありました。

また委員からは、今後、市内の公立園を整備するに当たり、外廊下と内廊下のどちらを採用するのかについて一定の基準はあるのかとの質疑があり、理事者からは、改築の場合は既存施設の形態に合わせて、また、新築の場合については、その時の状況を踏まえて判断していくこととなるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、判断基準が必要と考えるため、今後に向け、あらかじめ定めておくべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、楠地区幼保一体こども園検討委員会——以下、「検討委員会」という——でさまざまな意見があり、検討委員会での議論において反映されなかった要望が議会へ寄せられていると考えるが、令和3年4月の開園に間に合うことが地域の最大の願いであると判断されることから、事業におくれが生じないように事業を進めるべきであるとの意見がありました。

また委員からは、本件を含め、これまで認定こども園整備に係る事業を進める中で、検討委員会の結論と異なる意見が地元から議会へ寄せられることが繰り返されていることについてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、地域の中でも必ずしも全てにおいて意見が一致するとは考えていないため、理解が得られるよう今後も説明していきたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、現在の行政の手法では吸い上げきれない地元の意見もあると判断されることから、検討委員会での合意をもって地元合意とすることについては意思決定のプロセスとして適切ではないと考える。このような方法を今後も続けていくと混乱をまねく事態も出てくると思われるため、意思

決定の方法を見直すべきであるとの意見がありました。

関連して他の委員からは、検討委員会が意思決定をしているかのような現在の手法では、要望が実現できなかった際の責任を検討委員会が負わされるような形になってしまうことや、地元による意思決定が前面に出される形で議案が提案されてしまうと議会における議論の幅が狭まってしまうおそれもあることから、行政が主体的な責任を持って地域合意を得ていくよう意思決定のあり方について見直すとともに事業を進めるに当たり、今後も事業に対する地域の意見を議会へ報告することを強く求めるとの意見がありました。

全体会審査を行った事項についての報告は、以上であります。

以上の経過により、当委員会に付託されました、議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算第4号については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（令和元年11月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました議案第54号令和元年度四日市市一般会計補正予算第6号、ないし、議案第62号令和元年度四日市市下水道事業会計第2回補正予算につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の分科会において、おのおのの所管に属する事項について詳細な審査が行われました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

この中で、総務分科会長報告において、総合防災拠点整備事業費（地盤改良）に係る委員からの意見に関し、当該委員より一部事実確認がなされていない内容に基づく発言があったことから該当部分について取り消しをしたいとの申し出を受け、分科会における確認を経て、分科会長報告が一部修正となりましたことを申し添えます。

次に、全体会審査においては、全体会において委員から追加提案のあった、市制施行123周年記念市民企画イベント補助事業費（債務負担行為）について審査を行いました。

本件については、市制施行120周年記念事業が実施された中において、さらに123周年記念市民企画イベントを実施する必要性、その根拠などについて、全体会の場で確認すべきであるとの提案があったため、全体会審査を行うことといたしました。

まず、委員からは、周年記念事業は本来10年周期で実施されるべきであると考えるが、市制施行120周年記念事業を実施し、

さらに 123 周年記念市民企画イベントを実施する理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、市制施行 123 周年に当たる令和 2 年に東京オリンピック・パラリンピックが、翌年に三重とこわか国体・三重とこわか大会がそれぞれ開催され、国内・県内からの来街者増が期待できることから、これを絶好のシティプロモーションの機会であると捉え、市民企画のイベントを通じて本市の P R をしていきたい。また、市民がイベントに参加することにより、三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて「おもてなし」の機運を醸成することにもつながるものと考えているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、小規模イベントに対する補助を広く薄く行うような方法では、効果は薄いと思われるとの意見がありました。

また他の委員からは、市制施行 123 周年記念事業に係る補助事業を実施するのであれば、東京オリンピック・パラリンピックや三重とこわか国体・三重とこわか大会に向け、各スポーツ団体等に対する支援についても検討すべきであるとの意見がありました。

また委員からは、今回の市制施行 123 周年記念市民企画イベント補助事業費（債務負担行為）についてこれまで実施してきた周年記念事業より、予算の提案時期を早めた理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、補助制度を活用する市民が年度当初の 4 月にイベント開催を計画する場合にも利用しやすい制度とするため、今年度中から対象事業の募集や審査、交付決定ができるよう、今定例月議会に債務負担行為の補正予算を提案したものであるとの答弁がありました。

また他の委員からは、過去に実施した周年記念事業におけるシティプロモーション効果の検証や総括は行っているのかとの

質疑があり、理事者からは、市制施行 111 周年記念事業終了後に各団体の代表者によるシンポジウムを開催しており、また、市制施行 120 周年記念事業の際は、補助対象事業のイベント等に約 7 万 7,000 人が参加しており、交流人口増加につながったと考えているとの答弁がありました。

また他の委員からは、市制施行 110 周年の際には、統一地方選挙と時期が重ならない翌年の 111 周年に当たる年に記念事業が実施された経緯があるが、今回はなぜ市長選挙の時期と重なる 123 周年の年を選んで周年記念事業を実施するのかとの質疑があり、理事者からは、来年度、市制施行 123 周年記念事業と市長選挙が重なることについては特に意識はしておらず、1、2、3 の数字が並ぶ年に事業を実施しようとするものであるとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、市長選挙が実施される同じ年に周年記念事業として市民に向けた補助事業を行うことについては、選挙活動として受け取られないよう十分に留意すべきであるとの意見がありました。

また他の委員からは、今後の周年記念事業の実施周期についてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、時期を見て判断していくこととなるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、コンセプトが明確でない周年記念事業を語呂合わせなどで実施すべきものではないと考えるため、慎重に実施時期を検討していくべきであるとの意見がありました。

討論については、議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算第 6 号のうち、市制施行 123 周年記念市民企画イベント補助事業費（債務負担行為）について、来年度、市長選挙が実施される時期に、あえて補助事業を行うことについては自粛

すべきであると考えることから反対するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案につきましては、議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算第 6 号については賛成多数により、議案第 55 号 令和元年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算第 2 号ないし議案第 62 号 令和元年度四日市市下水道事業会計第 2 回補正予算については別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして予算常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会委員長報告（令和2年2月定例会月議会）

予算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、各々の所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて、全体会においては、まず、各分科会長からの審査報告及び報告に対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、各分科会から申し送られた3項目に加え、全体会において追加提案があった1項目について審査を行うこととしたため、審査項目は合計4項目となりました。

それでは、全体会審査を行った各項目についてご報告申し上げます。

1項目めは、文化財関連事業についてであります。

本件について、総務分科会長からは、分科会において、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、よりわかりやすく、使いやすいいリニューアルを検討すべきとの提言に対して、提言シートには各課個別での対応状況が記載されており、提言に対する反映状況を正確に記したものとは言えず、内容も複数の分科会に係る事項であることから全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により、全体会に送ることと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず委員からは、文化財イベントに対する補助金について、大四日市まつりについては2500万円程の補助額となっているのに対し、同じく山車等の文化財を

活用するイベントでありながら秋の文化財行列の補助金は120万円と少額にとどまっている理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、秋の文化財行列については、四日市市商店街活性化イベント事業補助金交付要綱に基づき補助対象経費の2分の1以内の額を補助しているものであるとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、同じ文化財を活用するものに対し、補助額に大きな差異があるのは疑問であり、補助金の出し方等について見直しが必要ではないかとの意見がありました。

また他の委員からは、両者の補助額に大きな差異があるが、事業の実施内容を確認する中で、補助額の積算根拠について精査が必要であるとの意見がありました。

また他の委員からは、文化財関連事業の見直しに関する提言に対する取り組み状況については、関係する3部局（シティプロモーション部、教育委員会、市民文化部）から個々に報告されているため、わかりづらいとの意見があり、理事者からは、同提言への報告内容を整理して1つに集約したいとの答弁がありました。

また委員からは、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいようにリニューアルを検討すべきという提言に対する取組経過について質疑があり、理事者からは、制度上の制約等があり、直ちに事業等に着手することは難しいが、関係部署において補助制度の見直しや窓口の一本化等について情報共有・意見交換の場を設ける中で取り組みに着手しており、3部局で協力して庁内調整を図った後、令和2年度中には方向性を示したいとの答弁がありました。

2項目めは、使用済み紙おむつ回収事業についてであります。

本件については、教育民生分科会長から、分科会において委員から、当事業については保護者のニーズを的確に捉えた上での予算執行を求める趣旨の附帯決議を付すべきものとして全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、賛成多数により、全体会に送ることと決したとの報告がありました。

なお分科会長から、分科会審査においては、討論・採決の前に附帯決議の趣旨について確認を行った旨の補足説明がありました。

全体会審査において、まず委員からは、教育民生分科会の予算審査中に急遽、おむつ回収に係るアンケート調査を実施した経緯について確認したいとの質疑があり、理事者からは、本事業を提案するに当たり、当市議会での一般質問、各地区における市長のタウンミーティング、子ども・子育て会議等での意見により、ニーズの把握は充足していると判断していたが、分科会で委員からの意見を踏まえ、保護者へのアンケート調査が必要であるとの判断に至ったとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、市民意見を十分に調査した上で行政として自信をもって事業を提案すべきであり、今回のアンケートの内容や実施するタイミングに疑問を感じるため、このような手法は改めるべきであるとの意見がありました。

また委員からは、本事業を実施することによる保育士の負担や衛生面への影響について確認する質疑があり、理事者からは、使用済み紙おむつを持ち帰る場合と比較すると、保育

士の作業が簡略化されるため、負担軽減につながり、衛生上の観点からも望ましいと考えているとの答弁がありました。

また他の委員からは、保育所から排出される紙おむつ収集運搬処理費の見積額については、年間約4000万円と高額になっており、妥当性に疑問があるため、積算根拠を確認したいとの質疑があり、理事者からは、一般廃棄物収集運搬業者2者からの書面または口頭での聞き取りにより事業金額を調査の上、予算として計上しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、見積書に内訳等の記載がないため、委員会での予算審査に当たっては、積算根拠が十分に確認できる資料を用意するべきとの意見がありました。

また他の委員からは、おむつ回収に係るアンケートにおいて使用済み紙おむつを回収しなくてよいとの意見が回収をしてほしいとの意見を上回ったことについてどのように考えているのかとの質疑があり、理事者からは、アンケート結果については重く受け止め、予算執行に当たっては、衛生面や費用面を含めてしっかりと説明していく必要があると認識しているとの答弁がありました。

3項目めは、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）についてであります。

本件については、教育民生分科会長から、分科会において委員から、当事業については人権教育や同和教育に関する議論もあったことから、全体会の場で議論を深めるべきであるとの意見があり、分科会の総意により、採決を行わずに全体会審査に送るべきものと決したとの報告がありました。

全体会審査において、まず委員からは、6回にわたり開催された神前地区幼保統合検討委員会（以下「検討委員会」と

いう)において検討がなされてきたが、当初市からは地元に対し、認定こども園を設置するに当たっては、既存園舎をそのまま活用するという説明がなされていたと認識している。ところが、第3回から第5回の検討委員会において、行政が出席しない中で施設の一体化が望ましいとの提言がまとめられ、それを受けて現在の施設整備案に変更されている。行政は検討委員会での意思決定を基に事業を進めているが、当初案から現在の案への変更に至るまでのプロセスが不透明であり、地元意見の把握や議会への情報提供が不十分であると判断されるため、再検討が必要ではないかとの意見があり、理事者からは、当初の施設整備案については、既存の園舎を活用する考え方を示しているが、その時点においては方針が決定されたものではなく、保護者、検討委員会の意見を踏まえ検討していきたいとしていた。第3回以降の検討委員会における議論を経て、提言を受けた後、市として改めて検討した結果、現在の施設整備案が望ましいと判断したとの答弁がありました。

これを受けて他の委員からは、最終的に行政が事業を提案するにも関わらず、第3回から第5回の検討委員会に行政の出席がなかったことについて、事業の進め方として課題があるのではないかとの意見がありました。

また委員からは、神前地区の幼稚園、保育園で現在行われている人権・同和教育が認定こども園に移行後も維持していくことができるのかとの質疑があり、理事者からは、人権・同和教育は当然続けていくべきものであると考えている。現在、神前幼稚園、神前保育園では人権教育推進教諭、人権保育推進保育士を配置して合同で研修を実施しており、両園の日々の教育、保育の中で意見交換をしている。認定こども園

に移行後も同様の人員体制は確保しており、人権・同和教育については、これまでと比べて質を落とすことにはならないとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、平成12年に施行された人権教育・啓発推進法や平成16年の四日市市同和対策委員会答申によって、四日市市においては、保育園では解放保育、幼稚園では人権教育を実施するということが確認されていた。認定こども園に移行して園舎が一体化となれば、行政がこれまで実施してきた人権・同和教育の方針転換となるため、地域に対してしっかり説明をすべきであるとの意見がありました。

4項目めは、保育士等人材確保事業についてであります。

本件については、全体会において委員から、当事業の目的である質の高い就学前教育・保育を安定的に供給していくには、私立保育園のみならず私立幼稚園の処遇改善も必要であり、予算の増額修正や附帯決議を付すことも含めて慎重に審査すべきであるとの提案があったため、全体会において議論することとしました。

全体会審査において、委員からは、委員会審査資料について、理事者からは幼稚園教諭の年収に関する公立幼稚園と私立幼稚園を比較した資料のみ提出されているが、今回の審査の趣旨が私立保育園のみならず私立幼稚園の処遇改善の必要性を議論するものである以上、保育士と幼稚園教諭それぞれの給与に係る公私の格差の把握が必要である。また、幼稚園に関する資料についても、私立幼稚園4園のデータによるものとなっているが、すべての園のデータに基づく資料が提出されて然るべきであるとの意見がありました。

これを受けて理事者から、保育士の給与に関し、市内の全

私立保育園のデータに基づく公私を比較した資料の提出があり、また、私立幼稚園における各園の給与に係るデータについては、許可権者が県であり市としては有していないことから、子ども・子育て支援新制度に移行している4園のデータに基づく比較表を提出したものであるとの答弁がありました。

他の委員からは、私立幼稚園教諭の給与に係る情報については補助金申請に際し県に提出されており、県を通じて取得可能であると思われる。本件の審査において必要なものである以上、提出を求めたいとの意見があり、理事者からは、県に確認したところデータの取得は可能であったが、集計に時間を要することから即時の資料提出は困難であるとの答弁がありました。

また委員からは、分科会審査において、給与に関し、保育園だけでなく幼稚園の公私間格差についても課題と認識しているとの答弁がなされているが、認識を改めて確認したいとの質疑があり、理事者からは、公私の年収比較において差が生じている年齢層もあることから、そのような答弁を行ったものであるとの説明がありました。

これを受けて委員からは、今年度においてはすべての就学前児童のうち、3歳児から5歳児に関しては4割程度が私立幼稚園に通っている現状がある。当事業が就学前教育・保育の安定的な供給を目的とするのであれば、園児数の面から見ても幼稚園の公私間格差の是正にも取り組むべきではないかとの質疑があり、理事者からは、質の高い就学前教育・保育の提供といった観点においては、幼稚園と保育園を等しく捉えているが、保育園においては保育士の確保が非常に厳しい状況にあることから、当事業による私立保育園の処遇改善を通じて保育の場を確保し、入所に繋げていきたいと考えてい

るとの答弁がありました。

これに対し委員からは、保育園の公私間格差是正を否定するものではなく積極的に実施すべきと考えるが、幼稚園における公私間の格差についても課題として認識しているのであれば、私立幼稚園の園児数が多いことにも目を向けて施策を実施すべきであるとの意見がありました。

また、他の委員からは、提出された資料を見る限り保育園より、むしろ幼稚園のほうが給与の公私間格差が大きいと判断されるが、認識を改めて問いたいとの質疑があり、理事者からは、提示した資料のような差が生じていると認識しているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、提出された資料においては、幼稚園における給与の公私間格差が目立たないようにデータを恣意的に選んで比較しているような印象がある。今回の事業予算については、保育園、幼稚園における現状を精査することなく提案されたものと捉えざるを得ないとの意見がありました。

また他の委員からは、全体会審査の提案委員に対し、今回は事業費予算の増額修正も含めて議論したいとの提案であったが、幼稚園の給与に係る公私間格差の根拠となる数字を押さえた上での議論が必要となるのではないかと質疑があり、提案委員からは、本件については予算の修正も視野に全体会審査の提案を行ったものであるが、議論を通じて、短い時間の中での修正案の作成は難しいと判断されることから、私立幼稚園の現状をしっかりと把握した上での対応を求めるような趣旨の附帯決議の提案について検討したいとの説明がありました。

また委員からは、本件については所管委員会等において、

時間をかけてしっかりと調査すべきものであると考えるとの意見がありました。

全体会審査を行った項目についての報告は以上であります。

こうした議論を経て、委員からは、使用済み紙おむつ回収事業について、「保護者のニーズを捉えた上で、四日市市の施策として執行に当たることを求める趣旨の附帯決議案」、認定こども園整備事業費（神前地区関係部分）について、「予算執行において認定こども園整備にかかる地区住民、保護者の共通認識を高め幼児教育を確保すること、及び、人権教育の視点に基づき就学前教育・保育を継続的に推進することを求める趣旨の附帯決議案」、保育士等人材確保事業について、「幼稚園教諭処遇の公私間格差について具体的な課題研究を行い議会に報告する事とともに、その是正に対し前向きに取り組むことを求める趣旨の附帯決議案」が、それぞれ提出されました。

附帯決議案の提案に対する質疑において、使用済み紙おむつ回収事業に係る附帯決議案について、委員からは文案中、事業の執行停止に係る文言が盛り込まれるに至った背景を確認したいとの質疑があり、提案委員からは、所管分科会における当事業費の年間所要額について4000万円程度となるが、保護者のニーズによってはその経費について遊具等の改修や施設整備に充てたほうがよりよいのではないかとの議論があったことを踏まえてのものであるとの説明がありました。

また委員からは、事業執行に係る保護者のニーズについての程度必要と考えているかとの質疑があり、提案委員からは所管分科会での議論を踏まえると、最低限、過半数以上の

保護者からのニーズが必要と捉えているとの説明がありました。

また委員からは、当附帯決議案については所管分科会審査において提出された保護者アンケートを踏まえたものと理解しているが、同アンケートにおいては年間事業所要額が全面に出ている印象がある。また、事業の目的には保護者の負担軽減のみが記載されているが、衛生上の観点からの事業の必要性の説明が不足していると感じる。アンケートの対象者には本年入園される児童の保護者をはじめ、将来的に保育園を利用される方は含まれていないが、どのように捉えているのかとの質疑があり、提案委員からは、予算案における当事業の目的は保護者の負担軽減であり、今回行ったアンケートでは保護者のニーズがそこまで高くなかったとの結果が出ていることから、それを受けて判断すべきものと考えているとの説明がありました。

次に、こども園整備事業費（神前地区関係部分）に係る附帯決議案について、委員からは、文案中の予算執行に係る内容について確認したいとの質疑があり、提案委員からは予算執行にあたっては幼児教育がしっかり行われることを求めるものであるとの説明がありました。

また他の委員からは、地区住民、保護者の共通認識を高めることを求めるにあたり、その具体的内容を確認したいとの質疑があり、提案委員からは、現在の幼稚園、保育園を認定こども園として一体的に整備することについての共通認識であるとの説明がありました。

次に、保育士等人材確保事業に係る附帯決議案について、

委員からは、当事業は私立保育園に関する事業費予算であり、ここで幼稚園の処遇改善に係る内容が提案されるのには違和感がある。また、全体会審査においては、所管委員会等の場でしっかりと議論すべきとの意見も出されたが、その上で附帯決議を付すことの趣旨を確認したいとの質疑があり、提案委員からは、就学前教育・保育を安定的に供給していくには、保育園のみならず幼稚園にもしっかりと視線を向けていかなければならないと考えるが、全体会審査においても、給与の公私間格差については、保育園よりも幼稚園の方が多くことが明らかになったことから、この課題に対し、しっかりと取り組むべきと考えるものであるとの説明がありました。

また委員からは、議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算について、使用済み紙おむつ回収事業費の全額を減額する修正案が提出されましたが、提案委員から、同事業に関する附帯決議案において、保護者のニーズの把握に係る内容が多く含まれていることに鑑み、修正案については取り下げることにしたいとの申し出があり、取り下げとなりました。

なお、討論・採決にあたり、理事会にて採決手順を協議したところ、分科会での議論の進め方を尊重する中で、使用済み紙おむつ回収事業に係る附帯決議案、付託された議案、その他2件の附帯決議案の順に討論・採決を行うことが全理事において合意され、委員会の場で確認されたのちに、審査を進めることといたしました。

まず、使用済み紙おむつ回収事業に係る附帯決議案の討論において、委員からは、例えば保護者のニーズが大きくない

と判断されたときには事業の執行停止を求める内容であるが、保護者のニーズについては園によってばらつきが出ると思われる。保護者のニーズの大きさを判断することは困難であり、附帯決議の内容として適当でないと考えることから、附帯決議を付すことに反対するとの意見表明がありました。

また他の委員からは、当事業がよりよいものとなるよう、附帯決議案で求める内容において実情の把握を行うべきであると考えることから附帯決議を付すことに賛成するとの意見表明がありました。

次に当附帯決議案の採決においては、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

当事業の予算執行前に、衛生上の観点も含めて保護者のニーズを的確に捉えた上で、四日市市の施策として執行に当たること。また、保護者のニーズが大きくないと判断された時には、執行を停止すること。

続いて、当委員会に付託された議案の討論において、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算について、委員からは、アセットマネジメント基金の積み立てに関し、予算については年度末に残額が生じることになると思われ、その残額を当基金へ積み立てればよいと考えることから反対するとの意見表明がありました。

次に議案の採決においては、議案第82号令和2年度四日市市一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものと決しました。その他、議案第83号令和2年度四日市市競輪事業特別会計予算ないし議案第94号令和2年度四日市市桜財産区予算、及び、議案第125号令和元年度四日市市一般会

計補正予算（第7号）ないし議案第133号令和2年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の21議案については、いずれも別段異議なく可決すべきものと決しました。

続いて、こども園整備事業費（神前地区関係部分）に係る附帯決議案の討論において、委員からは、認定こども園整備事業については既に進行中の事業であり、当該予算が可決されたのちは、粛々と事業を進めていくべきであると考えるところから、附帯決議を付すことに反対するとの意見表明がありました。

次に当附帯決議案の採決においては、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

1. 執行にあたっては、認定こども園整備にかかる地区住民、保護者の共通認識をたかめ、幼児教育を確保すること。
2. 人権教育の視点に基づいた、就学前教育・保育の継続的な推進をすること。

続いて、保育士等人材確保事業に係る附帯決議案の討論において、委員からは、当事業は保育士等の人材確保に関するものであり、ここで幼稚園教諭処遇の公私間格差の是正を求めることはそぐわないと考えるため、附帯決議を付すことに反対するとの意見表明がありました。

また他の委員からは、保育士等人材確保事業については、保育士の確保を目的に処遇の改善を行うための予算であり、幼稚園における処遇の公私間格差という内容は附帯決議としてはなじまないと考える。また、当委員会においては、所管委員会等においてしっかりと議論すべきものであるとの意見

が出されたことを踏まえると、さらに附帯決議を付す必要はないと考えることから反対するとの意見表明がありました。

次に当附帯決議案の採決においては、賛成多数により、以下のとおり附帯決議を付すことと決しました。

附帯決議。

次年度においては、幼稚園教諭処遇の公私間格差について具体的な課題研究を行い、その結果を議会に報告することとともに、公私間格差の是正に対し前向きに取り組むこと。

審査の経過と結果の報告は以上となります。

なお、当委員会におきまして、令和元年8月定例月議会の決算審査を経て市長に提出されました10項目の提言に関し、提言事項の当初予算への反映状況について確認を行いましたことを申し添えます。

これをもちまして予算常任委員会の審査報告といたします。

4. 提言事項の当初予算案への反映状況について

四日市市議会提言シート

令和2年2月定例会議会
 予算常任委員会資料
 危機管理室
 予算書 P100～P103

～当初予算案への反映状況について～
 (令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 1

事業名	緊急輸送道路について	
事業概要	<p>緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、またはそれらの拠点を相互に連絡する道路及びそれらを補完する道路と定義されており、地震後の利用特性により、第1次から第4次までに区分されている。</p> <p>緊急輸送道路沿いの一定の高さを超える建築物については耐震改修促進法に基づき、三重県が第1次緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断を義務付けたことを受け、市も同様の義務付けを行っている。この耐震診断及び補強計画に対しては国・県・市の協調による補助が実施されている。</p>	
	決算額	耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助 8,668,000円（2件） 耐震診断義務化沿道建築物耐震補強計画補助 7,540,000円（2件）
翌年度予算への提言		
<p><提言> 緊急輸送道路に係る対応について</p> <p>1. 緊急輸送道路の機能確保について</p> <p>現在、第1次緊急輸送道路沿道の建築物については、国・県・市の協調により耐震診断及び耐震補強計画に係る補助が実施されているが、第2次から第4次の緊急輸送道路に関しては、災害発生時の適切な輸送路確保に向けた対策が行われていない。国・県の動向を待つだけでなく、市としても積極的な姿勢が求められる。</p> <p>緊急輸送道路沿道の建築物の耐震対策に関し、第2次から第4次までの沿道の状況について点検を行い現状を把握するとともに、先進事例、液状化への対応、将来的な無電柱化の可能性等について調査研究を行い、今後の対応について検討すべきである。</p> <p>また、災害発生時の緊急車両等のスムーズな通行や住民の円滑な避難を担保するため、緊急輸送道路の位置やその意義について、市民への啓発をあわせて行っていくべきである。</p> <p>2. 緊急輸送道路の指定について</p> <p>緊急輸送道路の指定当時から道路の状況は大きく変わっている。国道477号四日市湯の山道路は、現在整備されている総合防災拠点にも面し、中心市街地にも達する本市の幹線道路となっている。この道路の第1次緊急輸送道路への見直しなど、ネットワーク区分の見直しについて、三重県とも協議すべきである。</p>		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【危機管理室】

1. 緊急輸送道路の機能確保について

国道477号四日市湯の山道路等の第2次緊急輸送道路における沿道建築物の現地確認を行い、災害時に支障となる可能性のある建築物の所有者に対して耐震化状況等のアンケート調査に取り組み、現状の把握に努めている。

先進事例については、本市と同規模の近隣市及び東日本大震災や熊本地震被災市等30市を対象に調査を行った。

その結果、緊急輸送道路沿いの建築物については、他都市についても本市と同様に県が耐震診断を義務化した第1次緊急輸送道路沿いの建築物の所有者に対して建築物の耐震診断や耐震補強工事などの補助制度を創設し、耐震対策を促進している状況であった。

なお、市単独の補助制度を創設し、耐震対策を促進している自治体はなかった。

液状化については、緊急車両等の通行に支障がないような液状化対策を講じている市はなかった。無電柱化については、1市のみが、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化推進計画を策定し無電柱化を進めているものの、多大な整備費用、事業期間の長期化や設置場所の確保などの課題を抱えている状況であった。

今後も引き続き、耐震対策の先進事例、液状化への対応、将来的な無電柱化の可能性等について調査研究を行っていく。

また、啓発に関しては、緊急輸送道路の位置や意義について、市ホームページで専用ページを開設し、広報よっかいち、ワークショップや講座等で周知・啓発を行った。

今後も引き続き、災害発生時の緊急車両等のスムーズな通行や住民の円滑な避難を担保するため、市ホームページや広報よっかいち等の媒体を通じて、またワークショップや講座等で周知・啓発に努める。

【令和2年度当初予算】

耐震化促進事業費のうち沿道建築物：108,300千円

(前年度当初予算：71,000千円)

うち診断 39,400千円

うち設計 17,200千円

うち改修 51,700千円

2. 緊急輸送道路の指定について

緊急輸送道路の国道477号四日市湯の山道路について、現在の第2次から第1次への指定の見直しを行うよう、三重県と協議を行ったが、総合防災拠点が完成していない段階での見直しは行えないとの返答であった。令和2年度の総合防災拠点完成後、改めて見直し協議を行う。

【令和2年度当初予算】 ー

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

①第3次・第4次緊急輸送道路沿道の状況調査について

⇒令和元年度においては第2次緊急輸送道路の沿道の状況について調査を行った。新年度以降、第3次・第4次緊急輸送道路についても調査を進めていく。第3次・第4次についても緊急輸送に必要な道路であるが、沿道建築物の耐震化を義務とするかについては今後の議論となるため、それに

向けた調査研究を行っていく。

②緊急輸送道路の位置やその意義についての啓発について（第2次緊急輸送道路沿いの対象建築物所有者に対するアンケートにおいて、耐震性がないと診断された場合でも耐震改修や建替え等を実施する予定はない・未定と回答した人が多い状況を踏まえ）

⇒四日市市建築物耐震改修促進計画の趣旨を踏まえ、対象建築物所有者に対してしっかり説明を行っていく必要があると考える。

③緊急輸送道路の位置やその意義についての啓発について（ホームページの情報が非常に見づらいものであるが、緊急輸送道路の位置や災害時の役割について丁寧に理解を求める必要があるのではないか）

⇒緊急輸送道路に限らず、防災に関する情報については、市民にとって分かりやすい広報に心がけていきたいと考える。

④先進事例・液状化への対応・将来的な無電柱化の可能性に係る調査研究の今後の対応について

⇒今回、本市と同規模の近隣市及び東日本大震災や熊本地震被災市等30市を対象に調査を行った。同様の市に、引き続き1年に1回程度状況の確認を行っていく。また、三重県とも情報共有を図っていく予定である。

⑤国道477号四日市湯の山道路の指定の見直しに係る今後の協議について

⇒緊急輸送道路の見直しについては、1年に1度行われており、三重県には、当該道路を第1次緊急輸送道路に見直すべきとの意向を伝えている。第1次の定義にも当てはまる道路であると考えため、総合防災拠点完成した暁には、改めて協議していきたい。

【意見】

- ・国道477号四日市湯の山道路は、総合防災拠点の完成により、災害時には物資や救援人員の輸送に係る大変重要な道路となるため、積極的な姿勢で三重県とも協議してほしい。また、いつ災害が発生するともわからない状況においては、第3次・第4次緊急輸送道路沿道の現地確認についても、速やかに行うべきである。
- ・第3次・第4次緊急輸送道路沿道の現地確認については、大変重要なことであるが、他の自治体においてもその段階にまで至っていない状況であり、他の危機管理業務もあることから、取り組みの優先順位については慎重に判断すべきと考える。
- ・危機管理監として様々な業務がある中、適切に優先順位を判断した上、緊急輸送道路に係る対策に取り組んでほしい。
- ・緊急輸送道路の位置やその意義については、啓発を行っているものの、ほとんど周知が行き渡っていない状況と考える。看板の設置も有効と考えられるほか、自治会長等に現地を確認してもらうことも方策の一つであると考え。緊急輸送道路に係る対応については、可能な限り迅速に対応してほしい。
- ・議会からの提言の趣旨を適切に受け止め、対応してもらっていると感ずるため、評価したい。ただし、緊急輸送道路に関する周知・啓発には不足もあると考える。
- ・災害はいつ発生するか分からないことから、緊急輸送道路に係る対応も迅速に進めていく必要がある。それに当たることで他の業務に支障が出るのであれば、人的措置などを求めていくことが必要である。危機管理監として、市内の様々な危機に対応していく責任があることを平常時から十分自覚し、積極的な姿勢で取り組みに当たるべきである。

2. 反映状況

①反映あり

※提言趣旨は正確に受け止めていただいております、質疑を通じて、第3次・第4次緊急輸送道路についての現地確認は新年度以降に行うこと、引き続き他の自治体の動向調査や、国道477号四日市湯の山道路の第1次緊急輸送道路への見直しに向けた三重県との協議を行っていく姿勢が確認できたため、評価したい。第2次以降の緊急輸送道路沿道建築物について耐震を義務化するのかなど、課題は多い状況であるが、災害はいつ発生するか分からないことを念頭に、積極的な姿勢で取り組みを進めていただきたい。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 2

<p>事業名</p>	<p>実行委員会形式の3事業について</p>	
<p>事業概要</p>	<p>「第55回文化都市四日市を創る大四日市まつり」、「第31回四日市花火大会」、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル（全国ジュニア自転車競技大会）」について、いずれも市長を会長（名誉会長）とする実行委員会形式により運営されており、市は、その開催に要する経費の一部を四日市市補助金等交付規則に基づき補助している。</p>	
	<p>決算額</p>	<p>大四日市まつり事業費補助金 25,000,000円 四日市花火大会事業費補助金 24,800,000円 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業費補助金 19,000,000円</p>
<p style="text-align: center;">翌年度予算への提言</p>		
<p><提言> 実行委員会形式3事業（大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル）の運営及び実施形式の見直しについて</p> <p>大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルの3事業については、実行委員会形式での運営であり、市は開催に係る経費の一部を補助しているが、実行委員会は、いずれも会長（名誉会長）を市長が、実行委員長を副市長が務めていることを初め、他にも複数の市職員が公務として参画していることから、法に反しないとはいえ、補助金の流れとしては不適切ではないかと思われる。</p> <p>加えて、各種団体の実行委員会への参画はあるものの、事業全体に深く携わることが難しいため、調整業務等の多くを事務局が担当することとなり、市職員への負担が大きくなっていることも大きな課題である。</p> <p>こうした状況に鑑み、現在の実行委員会による事業の運営や、それに対する補助金支出という手法が果たして適当であるのかを改めて検証し、民間委託等も含めた将来的な事業のあり方について全庁的な議論を開始すべきである。</p> <p>なお、運営手法の検討に当たっては、リスク管理の観点はもちろんのこと、効果的なシティプロモーションの観点も持ち、イベントをこれまで以上に市内外から注目され、市民の誇りにつながるものとすべく取り組んでいただきたい。</p>		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【観光交流課】

3事業の運営及び実施形式の見直しについては、実行委員会での協議を進める必要があり、時間を要することから、令和2年度当初予算への反映には至っていない。

しかしながら、令和2年度が、市制施行123周年であることから、さらなる交流人口の増を図るとともに、市民の誇りの醸成に資するイベントとなるよう予算については、できる限り拡充した。

頂いた提言を受けて、今後の見直しの方向性について検討中であるが、他市町の状況調査も踏まえた各実行委員会での協議も含め、方向性が固まってきた段階で総務分科会に改めて報告したい。

【令和2年度当初予算】

- (1) 大四日市まつり : 29,000千円 (前年度当初予算: 25,000千円)
- (2) 四日市花火大会 : 31,700千円 (前年度当初予算: 24,800千円)
- (3) 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル
: 26,000千円 (前年度当初予算: 21,000千円)

【当初予算案への反映状況 / 分科会及び全体会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

①現状の3事業の運営及び実施形式について、問題意識はあるか。見直しについて、いつ頃結論を出すのか

⇒部長をはじめ、観光交流課の職員は議会と同様の課題を認識している。提言ののち、実行委員会に問題提起しているものの、委員としてもどのように事業に向き合えばいいのか戸惑う声も出ており、本市の観光事業としてより動きやすい体制とするのであれば、観光協会等への委託が望ましいと考えている。しかし、本市ではまだ土壌づくりの段階であり、1年程度で抜本的に実施形式を見直すことは難しいため、一定の時間は必要である。また、委託とする場合は、特に人件費で相当額の上積みが必要となることも考慮に入れた上で検討していかなければならない。

②観光協会との協議状況について

⇒正式な協議の場を持ったわけではないが、議会からの提言も踏まえ、担当レベルでの意見交換は行っている。新年度の5月頃より、具体的な協議に入りたいと考える。

③予算への反映状況について

⇒職員の負担軽減という観点から、三事業については、職員動員者の削減を行う予定であり、その分の警備委託及び安全対策業務について、新たに予算計上している。

【分科会での意見】

・明石市では、観光協会に市職員を数名派遣して、協会各種事業の受け皿となる体制を整えている。こうした手法は有効であると考えますが、実施に向けては四日市観光協会が法人格を取得するなど、体制の整備が必要となるため、早期に協会側と協議すべきである。シティプロモーション部が、全庁的なシティプロモーションの推進に向けた企画部門としての本来的な役割を果たすためにも、積極的に取り組みを進めてほしい。

【全体会での意見】

- ・提言で挙げられた三事業と同様の形式により事業が行われているものもあると思われる。これらについても、提言内容に基づき、実行委員会による事業の運営や、それに対する補助金支出という手法が適当であるのかを検証し、将来的な事業のあり方について全庁的な議論を行うべきである。

2. 反映状況

①反映あり

※シティプロモーション部として、議会の意思は正確に受け止めていただいております、新年度には観光協会とも具体的な協議に入る意向であること、職員の負担軽減に向けて必要な予算措置もなされているところについては評価したい。三事業の運営及び実施形式の見直しに向けてはある程度の時間が必要であることから、引き続き総務分科会（常任委員会）として、今後の動向を注視していく。

また、提言では挙げられていないが、市が補助金を支出し、市の職員が運営に参画している実行委員会形式による事業についても、提言に沿った検証を理事者に求めていくこととする。

○市が補助金を支出し、市の職員が運営に参画している実行委員会形式による事業

部局	担当課	事業名	令和2年度 当初予算額	令和元年度 当初予算額	平成30年度 決算額
シティプロモーション部	観光交流課	大四日市まつり事業費補助金	29,000	25,000	25,000
シティプロモーション部	観光交流課	四日市花火大会事業費補助金	31,700	24,800	24,800
シティプロモーション部	観光交流課	四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業補助金	26,000	21,000	19,000
スポーツ・国体推進部	スポーツ課	ハーフマラソン開催経費（四日市ハーフマラソン事業補助金）	46,200	—	—
市民文化部	文化振興課	四日市音楽コンクール実施事業補助金	6,500	6,500	6,500

※補助金額5百万円以上の事業

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 3

事業名	途切れない指導・支援事業費	
事業概要	いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校への対応の充実、及びこれらの未然防止や早期発見・解決に向けた学校の教育相談機能・体制の充実を図るもの。	
	決算額	34,082,410 円
翌年度予算への提言		
<p><提言> 途切れない指導・支援に係る体制の充実について</p> <p>教職員の働き方改革の中で、いじめ、不登校案件に深く関わっていくためには、学校関係者全体での取り組みが必須である。特にスクールソーシャルワーカーや特別支援コーディネーターの人材不足がネックとなっているので、人材を厚遇で採用するなど、人材確保の観点も鑑み予算を拡大するよう提言する。また、特別支援教育やその指導者についても拡大するようあわせて提言する。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[指導課・教育支援課]</p> <p>新総合計画に基づく推進計画に、「チーム学校」推進事業、不登校対策推進事業、インクルーシブ教育推進事業を位置づけ、順次、専門人材の確保・拡充等を図っていく。</p> <p>具体的には、令和2年度において、スクールソーシャルワーカーを1人増員し計6人配置とし、拠点巡回型での配置を1中学校区から3中学校区に拡充する。</p> <p>特別支援教育コーディネーターについては、活動を支援するための非常勤講師加配を3人増員し、18人とする。加えて、新たに中学校3校に不登校対応教員を配置、小学校サポートルームの5校増設、介助員・支援員・医療的ケアサポーター及び指導看護師を合わせて30人増員としている。</p> <p>また、待遇面についても報酬等の改善を図るとともに、医療的ケア指導医の委嘱や連携のあり方といった環境面での向上も図っていく。</p> <p>【令和2年度当初予算】</p> <p>(1) チーム学校推進事業 40,888千円 (前年度当初予算: 34,923千円)</p> <p>(2) 不登校対策推進事業 21,009千円 (前年度当初予算: 15,299千円)</p> <p>(3) インクルーシブ教育推進事業</p> <p style="text-align: right;">199,543千円 (前年度当初予算: 155,013千円)</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見)：チーム学校推進事業、不登校対策推進事業、インクルーシブ教育推進事業など、様々な要因が絡み合い、答えを見つけていくのが難しいが、まずは人材確保にかかる予算拡充をしたことで、一人一人に寄り添える体制が充実したと考えている。特に不登校問題については様々な要因があるが、その中でも家庭に起因する部分が多い中で、家庭訪問、アウトリーチをしっかりと行い問題解決の糸口を見つけていかなければならないため、そういう意味では、提言を受けて拡充したことに感謝をしたい。一人も置き去りにしないという視点で支援体制を構築し、これにとどまることなく必要な部分は拡充して欲しい。提言内容をしっかり反映していると評価している。

Q：いじめが発生した際の対策に関連して拡充した部分、また、不登校の未然防止、予防の観点で行っていることがあれば、教えてほしい。

A：早期に発見されたいじめ等については、それぞれの学校の体制であったり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の知見も活用しながら、また、校内のいじめ対策委員会など外部の力も借り、早期解決に取り組んでいる。いじめが長引いたり、対応が難しくなってきた場合は、いじめ防止対策調査委員会の弁護士、学識経験者、臨床心理士等の助言も受けながら解決に向けて取り組むという仕組みがあるので、今後もこれらの力も借りながら取り組んでいきたい。

不登校の未然防止については、まずは不登校が30日には満たないが休みがちな子供に対して、欠席が増えてきた場合は家庭訪問等の支援を行いながら個々の対応に努めている。

一方でいじめや暴力を許さないとか、生徒が学習内容を確実に身につけることができるように指導方法を工夫改善していくことも重要であるので、様々な教員研修を通して教職員の資質向上に努めている。

(意見)：不登校対策推進事業について、自分たちの仕事の成果が見える化するためにも、追跡調査をぜひやってほしい。中学校にはあまり行かなかったが、今では社会で立派に働いているということが分かれば、携わった職員のやりがいにつながる部分もあると考える。

2. 反映状況

①反映あり

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 4

事業名	犬猫避妊等手術費助成補助金										
事業概要	捨て犬及び捨て猫の防止のため、飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術に対し補助金を交付するもの。また、飼い主のいない猫の迷惑行為や糞尿被害など防止し、繁殖を抑え、人と猫が共生できる街づくりを推進するため、飼い主のいない猫の避妊及び去勢手術に対し補助金を交付するもの。										
	決算額	4,488,500 円 (その他特財 4,488,500 円)									
翌年度予算への提言											
<p><提言> 動物愛護に係る施策の充実について</p> <p>飼い主のいない犬猫に係る対応については、有志のボランティア団体に頼るところが大きい状況にあるが、団体からの支援ニーズがある、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術費助成補助金の拡充、譲渡会の支援（会場の確保、広報、後援）、市民への動物愛護に関する知識の啓発、TNR活動の周知、動物愛護管理に関する相談対応等を初め、本来行政として果たすべき役割について改めて見直した上で、動物愛護に係る施策の充実を図るべきである。</p>											
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【衛生指導課】</p> <p>市民へ動物愛護意識の醸成を図るための啓発を充実するとともに、愛護団体の支援として特に飼い主のいない猫への避妊・去勢手術を推進することは、殺処分数の減少に大きな効果があり、ボランティア団体等の負担軽減に寄与することから、市に登録する団体・個人に対し、飼い主のいない猫の手術費用補助額を下記のとおり引き上げる。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> </tr> <tr> <td>① 飼い主のいない猫避妊手術：</td> <td style="text-align: center;">@3,000 円</td> <td style="text-align: center;">→ @6,000 円</td> </tr> <tr> <td>② 飼い主のいない猫去勢手術：</td> <td style="text-align: center;">@2,500 円</td> <td style="text-align: center;">→ @5,000 円</td> </tr> </table> <p>【令和2年度当初予算】</p> <p>犬猫避妊等手術費助成補助金：5,690千円（前年度当初予算：4,523千円）</p>				令和元年度	令和2年度	① 飼い主のいない猫避妊手術：	@3,000 円	→ @6,000 円	② 飼い主のいない猫去勢手術：	@2,500 円	→ @5,000 円
	令和元年度	令和2年度									
① 飼い主のいない猫避妊手術：	@3,000 円	→ @6,000 円									
② 飼い主のいない猫去勢手術：	@2,500 円	→ @5,000 円									

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

Q：犬猫避妊等手術費助成事業について、先日動物愛護センターの設立を要望する署名が市長に渡された際にボランティア団体からも要望があったが、メス猫への手術が重要であるので、手術費が高いメス猫に対する補助金額をもっと上げるべきではないか。予算総額は変えなくてもよいので補助金額を変更できないか。

A：メス猫への重点的な手術が必要ということは伺っている。ただ、補助金の交付実績にもあるように、オス猫に対する手術は全体の3分の1を占めているので、オス猫についても同じようにという考え方で、今回は予算計上している。ただ、今後もボランティア団体の声を聞きながら、補助金については数年ごとに見直していくということも必要だと考えている。今回は見直しの第一歩ということで、このような制度としたいということである。

Q：ボランティア団体からもはっきりとした要望が出ているのだから、メス猫の補助割合をふやすことをしてからのスタートでもよいのではないか。

A：確かにオス猫は据え置いてメス猫を重点的にという考えもあるが、様々な方が補助金を利用している中で話を聞くと、やはりオス猫にも手術をする方がいるので、そういった方に対しても負担を軽減していく必要があると考えている。

Q：もう少し柔軟性を持ってもらいたいどうか。

A：犬猫避妊等手術費助成事業については、ボランティアの方が協力してもらっているということも踏まえ、何が1番よいか、また、予算総額を変えずメス猫、オス猫で補助金額を変更することも含めて議論した。

その結果、現在の考え方としては、オス猫であっても100件程度の実績があるので、これもやはり増額すべきだということと、メス猫についても当然手術費をしっかりと増額した上で、まず1年間進めていきたいということである。また、同時にボランティア団体の話はもとより、手術費の詳細の把握についても並行して行いしっかり事業評価をしようという考えである。

Q：今回の増額にあたって、ボランティア団体と助成金額について意見交換は行ったか。

A：具体的な補助金額に関する話し合いは行っていない。

(意見)：今回せっかく増額するのだから、現場で活動するボランティア団体の意見も反映してほしい。

Q：保健所やボランティア団体へ持っていても引き取ってもらえない場合を想定して、犬猫シェルターを行政が設置する考えはないか。

A：市がシェルターを作り、いわゆる保護猫等を收容していくというような考えは持っていない。

(意見)：現場で活動しているボランティア団体からは、オス猫に対する去勢手術はあまり効果がないという話も聞いており、それを踏まえた形にしないと予算も無駄になると考えるので再検討すべきと考える。もしくは、オス猫に対する助成も行うのであれば、なぜ行うのかという部分が分かるように説明してもらいたい。

(意見)：捕まえた結果オス猫、メス猫が判明するのであり、苦労して捕まえた結果オス猫だったとしても逃がすものでもないと考え。避妊手術をすることで殺処分数を減少させるという事業目的を効率よく達成しようとする、現行の考え方が1番合理的だと思っているところがある。また、補助金額を増額しているのだから、それなりに提言を反映していると考え。

(意見)：補助金額を倍にしたという部分については、提言を反映しているし感謝している。ただ、将来的に野良猫を減らすためにはメス猫への手術数を増やすべきというボランティア団体の意見があるので、予算を有効的に使うためにメス猫の補助金額をもう少し上げ、オス猫の増額分を抑えるなどを検討すべきではないかということである。

(意見)：現場の声としては、オス猫を1頭去勢しても、結局メス猫は妊娠してしまって意味がないので、できるだけメス猫を捕獲し避妊することで効果が上がった実感があるとのことである。また、避妊手術費用については、聞いたところによるとメス猫が一番安くても1万円で、オス猫に比べてボランティアの金銭的負担も大きいため、メス猫の補助金額を増やした方が良いと考え。

Q：市からボランティア団体に捕獲、避妊手術を依頼することはあるのか。

A：基本的には自主的にボランティア団体等が行っているが、そういう活動がない地域で、市民が困っているという相談があった場合はその地域の自治会長等と相談し、三重県の「あすまいる」との協働事業の中で年に5、6回手術を集中的にやる時期があるので、自治会にこの事業をご理解いただいたうえ、協力のもと実施するということがある。

Q：どの場所に野良猫が多いかは、地域が1番よくわかっているので、それをくみ取ってボランティア団体に依頼できるようになると一番市民のニーズに沿えると思う。補助金額を増やしてもらったことについては反映ありと考えるが、そういった仕組みも今後検討してほしいがどうか。

A：様々な団体と協議する機会はあるので、そうした場でニーズを確認しながら可能な範囲で検討していきたい。

(意見)：ボランティア団体の意見は間違っていないと考えるが、全てを要望どおりしていくこともまた難しい。一方で行政としてもメス猫を重点的にやるべきだという認識を持つことが大事だと考える。

2. 反映状況

①反映あり (※検討課題もある。)

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 5

事業名	市民ニーズを踏まえた保育サービスの提供について	
事業概要	<p>就学前児童の保育については、保育ニーズの高まりにより入園希望者の増加が続いているため、就労等の事情により保護者が子どもを安心して預けることができるよう、新たな私立保育園3園の建設費補助を行った。</p> <p>また、私立保育所において適切な運営ができるよう指導及び助言を行うとともに、保育内容の充実のため、各種補助施策を実施した。</p>	
	決算額	<p>保育所一般事業費 3,351,909 円 (その他特財 1,284,000 円)</p> <p>保育所整備事業費 137,550,369 円</p> <p>保育所管理運営費 276,367,454 円 (国庫支出金 144,000 円、その他特財 150,259,181 円)</p> <p>認定こども園一般事業費 166,510 円 (その他特財 76,500 円)</p> <p>認定こども園整備事業費 36,887,764 円</p> <p>認定こども園管理運営費 33,372,552 円 (その他特財 14,282,169 円)</p> <p>保育所事務費事業費 3,255,027,652 円</p> <p>(国庫支出金 1,077,460,397 円、県支出金 504,369,428 円、その他特財 612,503,027 円)</p> <p>地域型保育給付費負担金事業費 464,575,740 円 (国庫支出金 246,903,891 円、県支出金 110,578,385 円)</p> <p>民間保育所振興費 174,138,591 円 (国庫支出金 12,492,000 円、県支出金 14,078,000 円)</p> <p>民間保育所整備事業費 855,228,000 円 (国庫支出金 570,151,000 円)</p>

翌年度予算への提言

<提言> 良質な保育の提供に向けた保育士の処遇改善について

保育士にとって働きやすい環境を整えることが良質な保育の提供に繋がるため、公立保育園、私立保育園に関わらず保育士給与等の処遇改善や職員の適正配置等を早急を実施する必要がある、関連予算を拡大することを提言する。

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

[保育幼稚園課]

良質な保育の提供に向けた保育士の処遇改善について、私立保育園に関しては、平成4年度から市独自に実施している正規職員における給与改善の補助単価の拡充を行い、更なる処遇改善の充実を図る。

また、公立保育園に関しても、正規職員の確保とともに、事務補助を行う会計年度任用職員の勤務時間を倍増（勤務時間3時間/日⇒6時間/日）することにより、保育士が保育業務に集中できる体制を整え、園内保育の充実を図る。

【令和2年度当初予算】

- (1) 保育士等人材確保事業 : 87,774千円 (前年度当初予算: 59,955千円)
(2) 会計年度任用職員経費 (保育園事務支援)
: 49,728千円 (前年度当初予算: 19,515千円)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(意見): 来年度予算への反映としては、かなり頑張ってもらったという印象である。特に勤続年数4年未満と4年以上7年未満の部分については、従来の補助単価の倍以上になっているということで、私立保育連盟などの関係団体にもかなり喜んでもらっている。引き続き、職員給与以外の処遇改善についてもしっかり取り組んでほしい。例えば、振替休日となってもそれを消化できない、そもそも有休を取れないなど、職場環境の処遇改善が足りていないことは事実であるので人材確保等も含め、徐々に改善してほしい。

2. 反映状況

- ①反映あり

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 6

事業名	文化財関連事業について	
事業概要	補助金制度を始めとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施している。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 文化財関連事業の見直しについて</p> <p>地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。</p>		
令和2年3月13日全体会后		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>提言を受け、本市の伝統文化を教育や観光、地域づくりにより活用していくため、文化財関係課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議を随時開き、情報共有及び連絡調整を行っており、補助金の活用等が市民に対して不便のないよう対応していく。</p> <p>[提言に関する経過について]</p> <p>1. 関係する3課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議の開催状況</p> <p>第1回 令和元年11月 8日（金） 13：30～15：00</p> <p>第2回 同年 12月24日（火） 9：30～11：00</p> <p>第3回 令和2年 2月 6日（木） 13：30～15：15</p> <p>2. 会議の内容</p> <p>(1) 補助制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民にとってより使いやすい補助制度とするための見直し方法に係る意見交換 ・現行の補助制度の中には外部団体の助成金も含まれているため、当該団体との協議も必要となることの確認 ・市民に現行の補助制度を十分に活用してもらうための周知等の方策も必要であることの確認 		

(2) 補助金制度を扱う窓口について

- ・他市の事例を参考に、各課の業務分担の見直しによる窓口の一本化等についての意見交換

(3) 各課の事業に関する情報交換

- ・新年度の事業計画案について

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

(1) 総務分科会（令和2年3月2日）

Q：文化振興課、社会教育・文化財課との協議状況について

A：提言以降3回にわたって協議を行った。まず、市民にとってよりわかりやすく、使いやすい制度とするためにどのような手法をとるか意見交換を行った。また、市の補助制度だけでなく外部団体の設ける補助制度もあることから、当該団体との協議の必要性の確認、市民の利用促進に向けた制度自体の周知PRの必要性の確認を行っている。具体的な方針の決定に至っていないが、他市の事例も参考に、今後も検討を継続していきたい。

Q：リニューアルに向けた検討の実施については、3課まとめた報告が必要ではないか

A：観光交流課の所管する補助金については、大四日市まつり実行委員会の基金を原資とするものであり、戦災で喪失した山車の復元に向けた活動を実行委員会として支援することを目的とするものである。したがって、市の予算を原資とする文化振興課、社会教育・文化財課の補助金と横並びに扱うことには若干の違和感がある。

(意見) 補助金制度自体の変更を求めているのではなく、文化財関連の補助制度の窓口が3課に分かれており、市民に分かりにくい状況になっていることについて、そのシステムを検討してほしいと指摘している。3課による協議内容が報告されているわけでもないため、全体として何を行ったのかまとめた上で、予算常任委員会全体会に報告すべきと考える。

(2) 教育民生分科会（令和2年3月4日）

Q：この部分の提言の趣旨は、文化財関連事業が文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課の三つに分かれており市民にとっても分かりにくいので、その部分を改善していくべきというものである。しかし、【当初予算案への反映状況】についてもそれぞれ部局から出てきているところがあり、本当に提言の趣旨を理解しているのかという声も議員の中で出ているが、どう考えているか。

A：この提言がなされたのは、例えば文化財関連の補助金について、窓口が分かれており、わかりにくいということであり、組織機構についての話もあったと理解している。その中で、補助金について一本化は難しいにしても、どうすればよいかという検討を庁内でも行っているが結論は出ていない。

(意見) 産業生活常任委員会でもこの提言の反映状況については様々な意見が出ていると思うので、その部分もすり合わせをし、今後どうしていくのか3部局でしっかり検討してほしい。

(意見) 現時点では、窓口は分かりにくいままであるので、反映されているとは言えない。

(意見)ただ、【当初予算案への反映状況】には「文化財関係課(文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課)による会議を随時開き、情報共有及び連絡調整を行っており」という形で、取り組む姿勢は見えるが、提言趣旨は、まとめてほしいということである。

Q: 補助金等についてまとめる余地はあるのか

A: 社会教育・文化財課の補助金は、あくまでも指定文化財の修理に関する補助金であり、国指定、県指定もある中で修理に対する規制がかかる補助金であるので、これを他課の補助金と合わせて一つの要綱にすることは不可能である。文化振興課、観光交流課の補助金については、何とかならないかという話は3課でしている。

(意見)まとめるのが難しいということであれば、仕方がないのではないか。その理由を説明し、あとは、担当がどこか分かるように市民に周知することが必要である。

(3) 産業生活分科会(令和2年3月2日)

Q. 関係3課による会議の開催は一步前進と捉えているが、利便性を図るための道筋を示してほしい。

A. 制度上の制約等が存在するため、直ちに改善することは難しいが、補助制度の見直しや窓口の一本化等については関係3課で意見を交わしており、庁内調整を図った後、来年度中には方向性を示したいと考えている。

(意見)文化財関連事業をワンストップで対応するための仕組みづくりが提言の本旨であったにも関わらず、関係3課ごとに反映状況の報告があったことは残念に思う。

令和2年3月13日全体会後

2. 反映状況

③その他

(議論の趣旨)

提言事項の実施については制度上の制約等があり、直ちに事業等に着手することは難しいことから、今回の予算案への反映はなされていない。しかしながら、関係部署において情報共有・意見交換の場を設け、取り組みに着手していることから、③その他に分類することとした。

(今後の進め方について)

令和2年3月13日開催の予算常任委員会全体会審査において、3部局で協力して、庁内調整を図った後、令和2年度中には方向性を示すという考え方が示された。

提言に関する経過について

<提言> 文化財関連事業の見直しについて

地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。

1. 関係する3課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議の開催状況

- | | | | |
|-----|---------|-----------|-------------|
| 第1回 | 令和元年11月 | 8日（金） | 13:30～15:00 |
| 第2回 | 同年 | 12月24日（火） | 9:30～11:00 |
| 第3回 | 令和2年 | 2月6日（木） | 13:30～15:15 |

2. 会議の内容

(1) 補助制度について

- ・市民にとってより使いやすい補助制度とするための見直し方法に係る意見交換
- ・現行の補助制度の中には外部団体の助成金も含まれているため、当該団体との協議も必要となることの確認
- ・市民に現行の補助制度を十分に活用してもらうための周知等の方策も必要であることの確認

(2) 補助金制度を扱う窓口について

- ・他市の事例を参考に、各課の業務分担の見直しによる窓口の一本化等についての意見交換

(3) 各課の事業に関する情報交換

- ・新年度の事業計画案について

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 7

事業名	磯津漁港海岸及び楠漁港 海岸保全施設長寿命化計画書作成業務委託	
事業概要	老朽化が進行している磯津漁港海岸及び楠漁港海岸における海岸保全施設について、その防護機能を可能な限り長期間維持できるよう支障が生じる前に計画的に対策を講じる予防保全の考え方に基づき、各種海岸保全施設の点検に関する計画及び修繕等に関する計画を作成する。	
	決算額	21,433,680 円 (うち県補助金 10,500,000 円)
翌年度予算への提言		
<p><提言> 海岸保全施設の耐震化対策について</p> <p>海岸保全施設の整備に当たり、両港については長寿命化計画のもと施設改修が進められているが、老朽化対策のみならず、液状化等の耐震化対策についても、国の動向を待つことなく、同時施工による経済的メリットについても十分勘案の上、実施に向け検討すべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【農水振興課】</p> <p>長寿命化計画を策定するため、平成30年度に点検調査を行った漁港区域内の海岸保全施設について、耐震化対策の調査業務委託を実施する。</p> <p>【令和2年度当初予算】</p> <p>海岸保全施設整備事業費のうち 漁港海岸堤防耐震調査業務委託：10,000千円 (前年度当初予算：－)</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

※当分科会において、取り組みの詳細について理事者に報告を求め、別紙2の資料が提出された。

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 耐震点検の基礎調査の完了時期とその後の予定について確認したい。

A. 基礎調査は令和2年度に完了する予定であり、一定箇所においては、危険度があるとの判定が出ると考えられる。耐震化については、老朽化対策との優先順位を考えながら実施したい。

Q. 本市の安全を守る上では、海岸全域の耐震化が必要であるが、その他の関係団体と協議する予定はあるのか。

A. 調査結果を踏まえた上で、周辺海岸を管理する県と情報共有を行なっていきたい。

Q. 漁港の耐震化にはどの程度の費用が必要なのか。

A. 現段階でははっきりしないが、調査結果が出てから、概算金額を見積もりたい。

【意見】

- ・耐震点検の基礎調査の結果が判明した時点で、議会にその内容を報告するとともに、早急に県等との情報共有を行なってほしい。

2. 反映状況

①反映あり

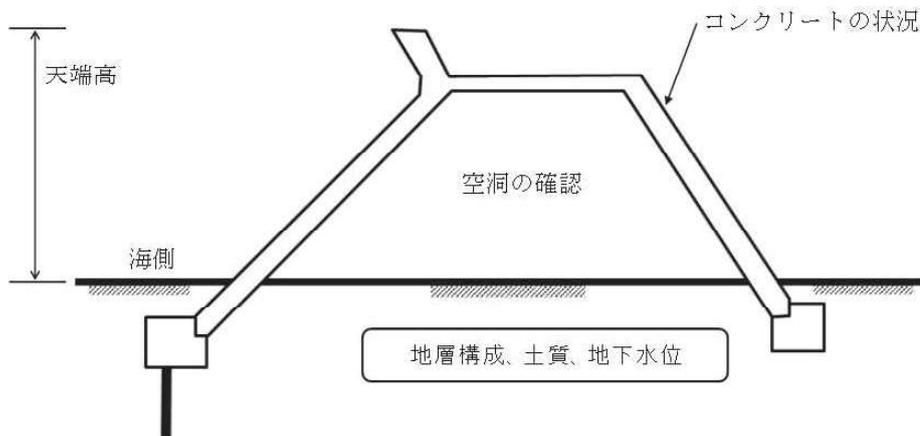
(議論の趣旨)

堤防耐震調査業務委託に係る予算が計上されていることから、①反映ありに分類することとした。

磯津漁港海岸及び楠漁港海岸保全施設長寿命化対策と耐震対策について

老朽化調査と耐震調査における調査ポイント

老朽化の調査では、天端高の確認をした後、コンクリート部材の状況、砂浜の浸食状況、堤体内部の空洞化の兆候などを調査し、施設の健全度を判定する。一方、耐震調査では堤体の安定性や地盤の液状化の判定により施設の危険度を評価する。



施設の健全度の評価

健全度	変状の程度
Aランク	要事後保全 施設に大きな変状が発生し、そのままでは天端高や安定性が確保されないなど、施設の防護機能に対して直接的に影響が出るほど施設を構成する部位・部材の性能低下が生じており、改良等の実施に関して適切に検討を行う必要がある。
Bランク	要予防保全 沈下やひび割れが生じているなど、施設の防護機能に対する影響につながる程度の変状が発生し、施設を構成する部位・部材の性能低下が生じており、修繕等の実施に関し適切に検討を行う必要がある。
Cランク	要監視 施設の防護機能に影響を及ぼすほどの変状は生じていないが、変状が進展する可能性があるため、監視が必要である。
Dランク	問題なし 変状が発生しておらず、施設の防護機能は当面低下しない。

調査により構造物の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、構造物の劣化予測を行い、施設の更新が必要になる前に簡易な補修を行うことにより、施設の長寿命化を図る。また、年ごとの補修経費の増減が大きくなるよう費用の平準化を行い、ライフサイクルコストを縮減するよう補修計画を立て、計画的な維持管理を行う。

地震発生時の堤体の危険度の判定

耐震点検の基礎調査では、潮位、土質、設計震度、海底勾配、地盤の履歴などの資料調査に加え、現況調査を行い、地震時の堤体の安定性、地盤の液状化の判定、堤体の劣化度などから危険度を判定する。

(平成16年度実施三重県海岸保全施設等の耐震点検結果より)

危険度		
A	危険度 低	地震が発生した場合、防潮施設としての機能が確保できると想定される施設
B	危険度 中	地震が発生した場合、多少の変状はあるが防潮施設としての機能はほぼ確保されていると想定される施設
C	危険度 高	地震が発生した場合、防潮施設としての機能が確保できない可能性が高いと想定される施設

地盤の液状化の判定

地震が発生した場合に、堤体直下の地盤（砂）が液状化するかどうかを簡易的に判定したもの。

判定	
A	液状化する可能性が低い
C	液状化する可能性が高い

○施設の老朽化調査と耐震調査は調査する項目が異なり、個別に行うことにより調査費用が大きく変わることはない。当初より、老朽化調査の結果から補修を行う箇所については、併せて耐震化工事を行っていく計画であり、工事施工においても余分な経費が掛かることはない。

○既に策定した長寿命化計画に今回の耐震調査の結果を加味し、対策工事の計画を描いていく。

○海岸堤防の耐震化は、連続するすべての堤防で対策を講じることによって効果が発揮できるものであることから、隣接する三重県及び四日市港管理組合所管の建設海岸・運輸海岸の耐震整備の状況も把握し、今回の調査結果も踏まえて整備に取り組んでいきたい。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 8

事業名	救命救急センター（ER）について	
事業概要	救命救急センター（ER）は救急の専門医2名を中心として研修医を配置するとともに、各科の医師がバックアップにあたる体制で運用がなされている。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<p><提言> 救命救急センター（ER）の体制充実について</p> <p>1. 体制の充実について</p> <p>市立四日市病院における救急専門医の確保については外的要因によるところが大きいですが、設備増強による環境整備を図ることにより、先進医療への対応等、地域の拠点病院としての役割を果たすことはもとより、医師に選ばれる医療機関となるとともに院内における救急専門医の育成及び各科との連携についてもさらなる強化を図るべきである。</p> <p>2. 患者への情報提供について</p> <p>病院としての説明責任を果たすための情報開示のあり方について、調査・研究をすべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>[市立四日市病院総務課]</p> <p>1. 体制の充実について</p> <p>ERの医療環境の向上に向け、MRI装置更新費のほか、医師の救命救急に係る知識・技術の取得を目的とした研修への参加費、救急看護の強化に向けた認定看護師資格取得費を計上する。</p> <p>【令和2年度当初予算】</p> <p>(1)MRI装置更新 : 120,000千円（前年度当初予算：—）</p> <p>(2)救急講習会参加費用 : 1,000千円（前年度当初予算：800千円）</p> <p>(3)認定看護師資格取得 : 1,200千円（前年度当初予算：—）</p> <p>2. 患者への情報提供について</p> <p>患者側へ説明する能力を向上させるため、外部研修や院内研修のための経費を計上する。</p>		

【令和2年度当初予算】

- (1)外部研修受講料 : 350千円 (前年度当初予算: -)
(2)院内研修 : 150千円 (前年度当初予算: -)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

※当分科会において、取り組みの詳細について理事者に報告を求め、別紙3の資料が提出された。

1. 体制の充実について

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 診断が難しい患者を研修医で対応する場合もあると考えるが、どのような体制としているのか。

A. 救急外来において完全な診断は難しいと考えるため、原則、翌日以降に専門外来、又はかかりつけ医を受診するように案内している。また、専門的な診療が緊急に必要な場合は、平日であれば各科専門医、休日・夜間であれば、内科系日当直医、小児科日当直医、産婦人科日当直医、ICU日当直医が診療する。緊急手術等さらなる診療が必要な場合は、各診療科の当番医を呼び出している。

Q. 救急専門医の確保が難しい主な理由を確認したい。

A. 全国的に救急専門医は絶対数が不足していることが主な理由と考える。

【意見】

・患者の負担や不安を軽減するため、救急外来と各診療科が連携を行い、即座に情報共有を図ることができる体制を検討すべきである。

2. 反映状況

③その他

(議論の趣旨)

具体的な事業費等として反映されにくい項目と判断されることから、③その他への分類とした。

2. 患者への情報提供について

1. 主な意見

【質疑応答】

(Q. 質疑 A. 答弁)

Q. 外部の専門家への意見書依頼時に、意見書を公表してよいか否かを確認できないのか。

A. 意見書を公表してよいか否かを確認する場合の影響を踏まえて検討したい。

Q. 患者側の期待に応えられるよう、意見書の公表を前提に依頼すべきではないのか。

A. 意見書作成は非常に専門性の高い医師に限られるため、公表が前提の場合には、依頼に応じてもらうことが非常に困難になると考えられる。

【意見】

・裁判例から、意見書の非公表は一定の妥当性が認められるが、患者側からすれば不信感を抱く原因になり得る。意見書依頼先の事情等を勘案しながら、市立四日市病院として可能な限りの情報開示がなされるよう引き続き調査・研究してほしい。

2. 反映状況

③その他

(議論の趣旨)

具体的な事業費等として反映されにくい項目と判断されることから、③その他への分類とした。

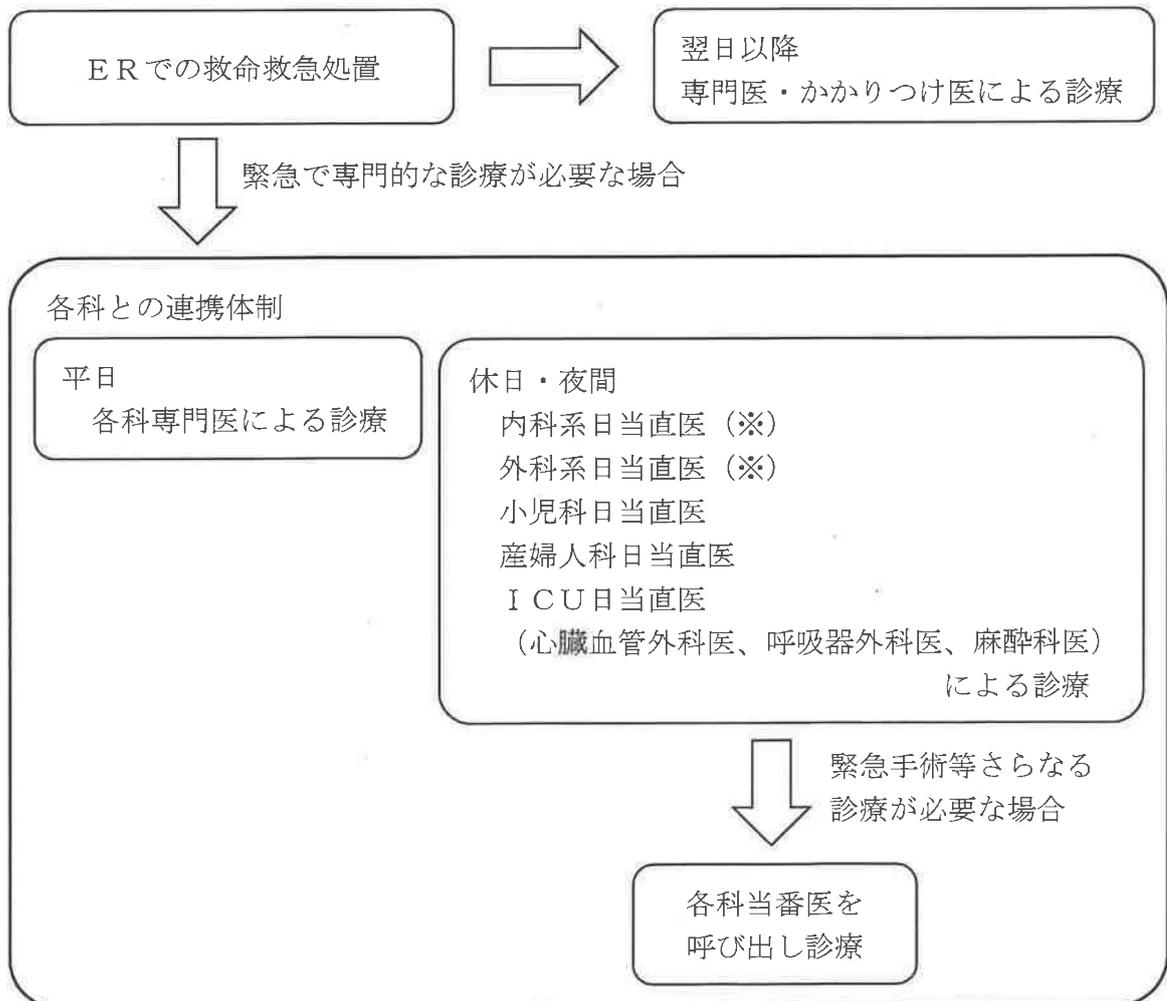
1 ERの体制と各診療科との連携

(1) ERの体制 (医師)

部 署	夜 間 (17:00-8:30)	休日の日中 (8:30-17:00)	平日の日中 (8:30-17:00)
救命救急センター	救急専門医・ 救急担当医 1人 研修医 2～3人	救急専門医・ 救急担当医 1人 研修医 4人	救急専門医・ 救急担当医 1～2人 研修医 2人
	(17:00-22:00) 研修医加配 2人		
病棟 (内科系) (※)	内科系医師 1人	内科系医師 1人	
病棟 (外科系) (※)	外科系医師 1人	外科系医師 1人	

(※) 病棟の日当直医師は、適宜救命救急センターをバックアップ

(2) 各診療科との連携体制



(3) ERと他の診療科等との連携強化

①画像に関して

ERや各診療科で撮影した画像読影については、担当医と放射線科医により実施しています。放射線科医は、患者の主訴とは関連のない他の疾病を疑う画像を発見する場合があります、その旨を読影レポートとして電子カルテに記載していますが、その読影レポートの中で重要な事項を担当医が確認することを徹底させるために、医療安全管理室が介入することとしました。

・介入内容

ア. 読影レポートの記載の中で、「経過観察、精査、チェック、がんの疑い、腫瘍の疑い」などの文言がある場合は、まず、医療安全管理室から担当医に画像確認をするよう依頼書を送付します。

イ. 画像確認依頼書を送付して一定期間後、読影の指摘事項に関連した診療記録の有無等を医療安全管理室が確認して、実施されていない場合は、医療安全管理室の職員が直接担当医に出向き対応を依頼します。

ウ. ER受診者が当院を定期的に受診している患者ではない場合は、医療安全管理室が介入し画像診断報告書とともに医療機関を受診することを促す通知文を簡易書留で受診者に送付します。

②肝炎に関して

院内での感染の危険性を考慮して実施した受診時の感染症検査で、B型肝炎ウイルスやC型肝炎ウイルスが検出された受診者に関して、電子カルテ上に肝炎ウイルス検出患者である旨のメッセージが表示されるようにしました。

ER受診後、一定期間を経ても当該受診者が肝炎に対する診療等の履歴がない場合には、医療安全管理室から、当院の消化器内科等を受診することを促す通知文を簡易書留で送付することとしました。

2 情報開示のあり方に関する調査・研究

(1) 調査・研究の経過

決算常任委員会産業生活分科会と決算常任委員会全体会において、外部の専門家の意見書に関し、当院では公表を前提とした依頼をしていないため、公表を差し控えていることについて、次のとおりの意見と提言をいただきましたので、下記のとおり調査・研究を行いました。

意見と提言

- ・患者への説明責任を果たすため、外部の専門家による意見書は、患者側に示すことを前提として依頼すべきである。
 - ・外部の専門家による意見書は、本当に公表できないのかどうか調べてほしいし、患者の求めに応じて、知り得る情報を最大限提供するための研究をしてもらいたい。
- 〔提言〕患者への情報提供について、病院としての説明責任を果たすための情報開示のあり方について、調査・研究をすべきである。

(調査・研究)

外部の専門家による意見書を公表すべきかどうかについては、特段、法令に規定がないため、他で決定された事例をもとに調査・研究を実施

〔裁判例1〕

<東京高等裁判所決定（平成23年5月17日）>

医療機関での医療事故につき、第三者的立場の医師が非公表を前提に依頼を受け、事故原因、過失・因果関係の有無、再発防止策について意見を述べた報告書の提出義務が争点となった事案

訴訟に報告書が提出されると、評価医は公表されることを前提として医療事故の原因や医療従事者の責任の有無という重い課題について意見を表明せざるを得ない以上、自由かつ率直な意見の表明に支障を来すこととなるおそれが十分に考えられ、そうすると早期に医療事故の原因を究明し、病院側の責任の有無を見定め、患者やその家族への対応方針を決めたり、再発防止策を検討することができるシステムが十分に機能しなくなり重大な不利益が生じると認め、全面的に提出義務を否定した。

〔裁判例2〕

<最高裁判所決定（平成23年9月30日）>

民事訴訟において、医療事故報告書が「文書提出命令」（所持者に対して裁判所に証拠書類の提出を命ずるように申し立てる制度）で、証拠書類の提出が免除される『専ら文書の所持者の利用に供する目的で作成された文書（以下「ある文書」という）』に、該当するかどうか争点となった事案

ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民事訴訟法220条4号ニ（※）所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解するのが相当である。

本件書類（医療事故報告書）は、形式的には事実の報告に当たる部分も含めて、一体として忌たんのない評価や意見を記載されることが予定されている文書であると認められるものであるから、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあるということができるとされ、棄却された。

（※専ら文書の所持者の利用に供するための文書にあたる場合以外は提出を拒むことができない）

判断の視点

- 医療事故の原因や医療従事者の責任の有無という重い課題について率直な意見の表明に支障を来すこととなるおそれが考えられること
- 忌たんのない評価や意見を妨げてしまうおそれが考えられること

なお、近隣同規模市立病院（東海三県の500床以上の市立病院、8病院）に調査を実施しましたが、全ての病院において、専門家の意見書に関し氏名の記載を含めて患者や家族への公表を行っていないとの結果となりました。

（2）情報開示に関する当院の考え

情報開示に関する当院の考えとしては、東京高等裁判所及び最高裁判所で決定された視点を踏まえて検討した結果、次のような結論に至りました。

外部の専門家の意見書に関しては、例え医療紛争に至っていない事案であっても、専門知識に基づく判断が必要な複雑な事案の意見を依頼することになるため、外部の専門家を見つけることが困難になるおそれがあります。そのような中で、意見書が開示されるものであるとすると医療の専門家としての忌たんのない評価や意見を妨げてしまうおそれがあることから、氏名を含め専門家の意見書について情報開示をしない取扱いとしていきたいとの考えに至りました。

なお、このような当院の考えについて、調査・研究の過程で医療専門の弁護士に意見を求めたところ、裁判例にもあるとおり妥当な取扱いであるとの意見をいただいております。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 9

事業名	スポーツ活動振興事業費（うち、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金）	
事業概要	<p>青少年から高齢者まで市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、各種大会・教室などを開催し、生涯スポーツの振興を図る。</p> <p>市内でプロスポーツを見る機会を設けるため、プロ野球（2軍戦）の試合を開催する実行委員会に対してプロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金として補助を行った。</p>	
	決算額	13,739,887 円（うち、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金 決算額 1,000,000 円）
政策提言に向けた論点について		
<p><提言> トップレベルのスポーツ大会の開催・誘致について スポーツに親しむ機会の創出に向けた取り組み強化について</p> <p>四日市市みんなのスポーツ応援条例に掲げる、市民がスポーツを「観る」機会の創出に資するべく、本事業においてプロスポーツ大会のさらなる開催を推し進めるため、当該補助金の対象となるプロスポーツの拡大、大会内容の再検討、交付対象等を再考の上、制度設計の見直しも視野に予算編成に当たるべきである。</p>		
<p>【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】</p> <p>【スポーツ課】</p> <p>令和2年5月に四日市市総合体育館が供用開始となり、大規模な集客が可能なスポーツ施設も充実することから、プロ野球ウエスタンリーグ開催費補助金に加えて、本市で開催する全国規模の大会、プロスポーツイベント、スポーツ合宿等のスポーツイベントに対する補助制度を新設する。</p> <p>本補助制度では、四日市市総合体育館、四日市テニスセンター、四日市ドーム等において、全国大会やプロスポーツイベント等の大規模スポーツイベントの開催を通じ、多くの市民へトップレベルのプレーを観る機会を創出するとともに、市外から多くの参加者、観戦者が本市を訪れることでスポーツを通じた活気あるまちづくりを目指す。</p> <p>【令和2年度当初予算】</p> <p>スポーツ大会等開催費補助金：11,000千円（前年度当初予算：－）</p>		

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- ・提言内容が当初予算案に反映された点については評価しており、今後誘致を目指す大会のうち、例えばバレーボールのVリーグであれば岡山シーガルズの試合を誘致できるようにしてほしい。
- ・当該事業については今後も継続するとともに、予算増額も視野に多くの大会を誘致できるようにしてほしい。
- ・大会を誘致する呼び水としては有効であり評価するが、長期的には、市単独で誘致に向けた取り組みを行うのではなく、民間企業等との連携による取り組みについても研究すべきである。

2. 反映状況

①反映あり

②反映なし

③その他

※予算は要しないが対応予定である等

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 10

事業名	廃棄物対策事業費	
事業概要	市内の不法投棄多発地点を中心に、巡回パトロールを行うとともに、令和元年9月現在24台の監視カメラを市内各所に設置し、不法投棄の監視を行うもの。	
	決算額	21,298,999円

翌年度予算への提言

<提言> 不法投棄対策の強化について

1. 監視カメラの増設及び機能増強について

市内で年間1,700件余りの不法投棄物が回収されていることを踏まえ、監視カメラの有効性を評価した上で、新規設置台数の増加及び機能増強を視野に予算編成に当たるべきである。

2. 不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備について

不法投棄の実態の多くは一般的な家庭ごみであることから、市民の意識向上に向けた不法投棄根絶に関する宣言を行うことや、条例による罰則規定の整備について検討すべきである。

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

[生活環境課]

1. 監視カメラの増設及び機能増強について

不法投棄監視体制の強化を図るため、不法投棄パトロールに加えて、例年1台増設していた監視カメラを令和2年度は4台増設する。また、新たに増設するカメラについては全方向を撮影できるなど機能増強したカメラとする。

【令和2年度当初予算】

- (1)監視カメラ購入費：6,000千円（前年度当初予算：1,500千円）
- (2)監視カメラ保守点検委託費：660千円（前年度当初予算：484千円）

2. 不法投棄根絶に向けた啓発及び罰則規定等の整備について

不法投棄根絶に向けた啓発事業として、環境省が設定する全国ごみ不法投棄防止監視ウィーク（5月30日から6月5日）において、三重県と連携して広報啓発活動を行う予定。また、平成9年に制定した「四日市市を美しくする条例」の一部改正を行い、不法投棄を禁止する旨の明文化と、悪質なケースについては、行為者の氏名等を公表できる旨を規定する方向で検討中。

【令和2年度当初予算】 —

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

- ・監視カメラについて、監視目的であれば監視カメラ、抑止目的であればダミーカメラと使い分けもできるが、ダミーカメラを設置する場合、ダミーカメラとわからないように設置すること。
- ・今後、監視カメラを設置する場合は、ある程度の地域間バランスも意識してほしい。
- ・四日市市を美しくする条例の改正について、市民に一目でわかってもらえる文言があれば、市民の理解が深まるとともに意識の向上にもつながるのではないか。

2. 反映状況

①反映あり

②反映なし

③その他

※予算は要しないが対応予定である等